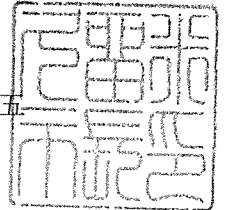


久留米市告示第 244 号

騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）第 3 条第 1 項の規定に基づき、特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域（以下「指定地域」という。）を次のように指定し、この告示の日から施行する。

令和 7 年 4 月 30 日

久留米市長 原口 新五



指定地域

久留米市全域のうち、次の図面において緑色、黄色、桃色及び青色で着色した区域

（次の図面は省略し、当該図面は、久留米市環境部環境保全課に備え置いて縦覧に供する。）